

# 福祉文教委員会会議録

平成31年3月7日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:06

## 【 案 件 】

1. 議案第 2号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第4号)
2. 議案第 7号 平成31年度飯塚市介護保険特別会計予算
3. 議案第16号 平成31年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
4. 議案第27号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第28号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第67号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

## 【 報告事項 】

1. 「国際都市いいつか推進計画」の策定について 【国際交流推進室】
2. 飯塚市セカンドライフ応援ポイント制度について 【高齢介護課】
3. 「認知症教本」の作成について 【高齢介護課】
4. ライトアップイベント「Warm Blue IIZUKA」について 【社会・障がい者福祉課】
5. 生活保護処分取消請求、保護開始日義務付け等請求併合事件について 【生活支援課】
6. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について 【学校給食課】
7. 市内の居住児童の特定教育・保育施設(保育所・こども園の2・3号のみの支給認定状況)、利用状況及び未利用者について 【子育て支援課】

## ○委員長

ただいまから、福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第2号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○高齢介護課長

「議案第2号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第4号)」の補足説明を行います。補正予算書の19ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、保険事業勘定の歳入歳出を、それぞれ7615万2千円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ146億3351万6千円にしようとするものです。

今回の補正につきましては、昨年7月の豪雨災害に関連する補助金の交付が決定されたこと、及び新たに保険者機能強化推進交付金が設立されたことに伴います歳入予算の補正、及び介護給付費の一部において決算見込額を見直したことに伴う歳出予算の補正を行うものでございます。

補正の主な内容につきましては、補正予算資料のほうで説明させていただきます。補正予算資料の5ページをお願いいたします。

下段に記載の介護保険特別会計保険事業勘定につきまして、補足説明をいたします。記載の順番どおり、歳入、歳出の順で主なものについて説明させていただきます。まず、歳入でございますが、国庫支出金の1つ目と2つ目の黒丸、及び支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、歳出の介護保険給付費の補正に応じて、それぞれの負担割合で歳入額の増額補正を行っております。国庫支出金の3つめの黒丸、保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村が実施する高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援することを目的に設置されたものでございまして、その交付額1471万2千円の交付が決定されたこと、また、

4つ目の黒丸、介護保険災害臨時特例補助金につきましては、昨年7月の豪雨災害に係る災害救助法の適用を受けた保険者である市町村が行います介護保険の利用者負担額の免除措置、及び65歳以上の第1号保険料の減免措置に対しての補助金が、合わせて162万7千円交付されることが決定されたことに伴います歳入額の増額を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。歳出の保険給付費につきましては、介護サービス等諸費の居宅介護サービス計画給付金、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付金、その下の高額介護サービス給付金を、いずれも増額補正するものでございますが、これにつきましては、12月補正要求時点までの実績、4月から8月までの給付費実績になりますが、その実績により決算見込額を算出し、12月補正の要求を行っておりましたが、9月以降の昨年比伸び率が8月までの伸び率よりも認定者数の増加等の影響によりまして、若干上昇傾向に転じたことから、予算額の不足が見込まれ、その分を補うために増額補正を行うものでございます。

また、基金積立金の介護保険給付費等準備基金積立金につきましては、今回の補正に伴い財源の調整を行うもので、58万2千円を増額し、7007万2千円とするものでございます。以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第2号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 平成31年度飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第7号 平成31年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。本予算は、2018年度から2020年度までの「第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の中間年度の予算となります。予算書の291ページをお願いいたします。

第1条第1項で、予算の総額を歳入歳出、それぞれ149億8759万7千円と定めるものでございます。平成31年度飯塚市介護保険特別会計予算の主な概要につきましては、当初予算資料のほうで説明させていただきます。予算資料の32ページをお願いいたします。

歳入の主な項目について説明させていただきます。保険料、介護保険料につきましては、高齢者人口の伸びに準じて、第1号被保険者数を特別徴収対象者3万4513人、普通徴収対象者5270人、計3万9783人と推計し、前年度より1億4147万8千円増の28億6678万9千円としております。この増額につきましては、平成30年度の保険料改定によるものでございまして、30年度の当初予算編成時においては、第7期介護保険事業計画がまだ確定しておりませんでしたので、前計画の保険料で算出していたことが大きな要因でございます。

同ページの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、また33ページの繰入金の1つ目の黒丸の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費等に応じて、それぞれの財源負担割合で計上しております。

同じく、33ページの2つ目の黒丸の介護保険給付費等準備基金繰入金につきましては、1億7118万6千円を計上し、財源調整のため準備基金からの取り崩しを予定しております。

同じく、33ページの諸収入、食の自立支援事業利用者負担金を3659万円計上しており

ます。これは、歳出予算に計上しております配食サービス事業費の自己負担分の2分の1となります。

続きまして、歳出の主な項目について説明させていただきます。介護認定審査会費の1981万5千円につきましては、介護保険の認定審査に係る経費でございます。前年度に比べ556万9千円の増となっておりますが、これにつきましては、平成29年度から要支援認定者の認定有効期間が12ヶ月から最長24ヶ月となったことなどにより、31年度の申請件数が大幅に増える見込みとなることから、認定審査会の回数が増となることが大きな要因でございます。

同じく33ページの認定調査等費の5389万3千円につきましては、認定調査等に係る経費で、前年度に比べ1979万7千円の増となっておりますが、これにつきましても、先ほど申しました要支援認定者の更新期間延長に伴う申請見込件数の増加に伴い、説明欄にございます主治医意見書等作成手数料が、前年度に比べ1417万4千円の増となることが主な要因でございます。

同じく33ページの保険給付費1つ目の黒丸、介護サービス等諸費から、6つ目の黒丸、審査支払手数料までの保険給付費につきましては、前年度より5億1966万2千円の増となっております。この保険給付費の増額につきましては、本年10月からの消費税増税が大きな要因でございますが、その他、認定者数の見込み増や新たな施設整備等による影響も要因となっております。

同じく33ページ、地域支援事業費につきましては、1つ目の黒丸、介護予防・生活支援サービス事業費の7億5300万5千円につきましては、主に総合事業のサービスに対する事業費でございます。前年と比較しますと5468万3千円の減額となっておりますが、これは今年度が総合事業の完全移行の年度でありましたため、30年度当初予算編成時においては年間実績がなかったことにより正確な積算が困難でありましたことから、余裕を持ち多く見込んだことによる当初予算比で減額となっているものでございます。

次に、2つ目の黒丸、一般介護予防事業費3039万1千円につきましては、フレイル予防や認知症予防を初めとする各種介護予防事業の実施に要する経費を計上いたしております。

続きまして、3つ目の黒丸、包括的支援事業・任意事業費として、3億5994万1千円を計上しております。主な内訳としましては、1つ目の白丸、総合相談事業費として、既に9地区において、委託を開始しております地域包括支援センター運営委託料1億6913万4千円に加え、平成31年度から運営委託を行います4地区の委託料5090万5千円を計上いたしております。この4地区の委託により、地域包括支援センターの業務が完全委託となり、市内全ての地域において、地域包括支援センターが設置されることとなります。今後は、市は実施主体として、各委託地域包括支援センターとの連携・支援を行いながら、適切な運営に取り組んでまいりたいと考えております。

また、白丸の2つ目、任意事業費としましては、配食サービス事業費7318万1千円を計上しております。前年度と比較しますと375万3千円の減額となっております。年々、食数が減少傾向にあるため実績数を勘案し計上しております。この減少傾向につきましては、配食サービスを行う民間企業等の進出によるものが大きな要因であると考えられます。

34ページをお願いいたします。介護給付費等費用適正化事業費につきましては、新たに「ケアプラン等点検委託料」を448万8千円計上しております。ケアプランの点検等を外部の主任ケアマネジャー等の専門職に委託し、ケアプランチェックの強化を行うとともに、介護給付の適正化を図り、介護給付費や保険料の増大を抑制することで、適正かつ持続可能な介護保険制度を構築していくことを目的として要求させていただいております。

その下の生活支援体制整備事業費としまして、生活支援サポートセンター運営委託料411万8千円及び日常生活圏域生活支援業務委託料2515万6千円など、計2997万

9千円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと868万5千円の増となっておりますが、これは地域支え合い推進員とも言われます生活支援コーディネーターを、平成30年度までに8圏域設置しておりましたが、平成31年度に新たに4圏域設置することが主な要因となっております。

介護保険給付費等準備基金積立金としまして、預金利子及び運用収入の積立金319万3千円を計上いたしております。以上、「平成31年度 飯塚市介護保険特別会計予算」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

介護給付がふえる傾向にありますと、きのうの川上議員の議案質疑のときにありましたが、すみません、もう一度どういう理由でふえるのか教えてください。先ほど言われた認定数はふえる要因とかもあると思うんですけども、全体的にどのような理由でふえるというふうにお考えなのかお示してください。

○高齢介護課長

介護給付費の増加につきましては、一番大きな要因は、本年10月からの消費税増税による単価改定が一番大きな要因で、もう一点につきましては、今議員も言われますように、やはりどうしても高齢者人口の増加に伴いまして、認定者数も増加しているということで、サービス利用者がふえるというところが一番大きな要因であるというふうに考えております。

○兼本委員

それでは、予算資料の33ページの一般介護予防事業費が、前年度に比べて減額ということなんですけれども、これは介護を予防するという事業だと思うんですが、これが減額になったという理由はどういった理由なんでしょうか。

○高齢介護課長

減額金額につきましては39万2千円ということで、さまざまな教室がございますが、おおむねプログラムについては、若干見直し等行いまして、その教室の運営事業に係る消耗品やそういう印刷製本費、そういったところの細かい見直しを行っております。今議員が指摘されますように回数等もその予算額が変わらない範囲内において、より充実させるように組みかえ等を行っております。ただ大きく新たに新規事業をする部分でフレイル予防事業のほうに、よりちょっと重きを置いて、今進めておりますが、それに伴う削減した教室等も1件ございます。今フレイル予防事業について、力を入れております関係で、予算総額が変動しないようところで調整して要求をさせていただいているところでございます。

○兼本委員

では、フレイル事業の参加人数というのはどのようになっていますでしょうか。

○高齢介護課長

申しわけございません。30年度の実績について、今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：17

再 開 10：18

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

失礼いたしました。30年度で今、参加者数につきましては、全11会場で211名の方が参加されております。

○兼本委員

当初は参加人数が1会場何かあまり少ないような話がありましたが、11会場行っていく上で、やはりその市民の皆さんにフレイル事業というのをわかっただいて、回数をふやせばふやすほど、どうなんでしょうか、ふえているんでしょうか。

○高齢介護課長

フレイル予防事業につきましては、フレイルチェックを受けられる参加者に対してフレイルチェックというものを実施します。また、それにお手伝いというか支援をしていただくフレイル予防サポーターという方が従事していただいております。1会場当たりの会場のキャパやそういう参加される人数によって、サポーターの人数の調整等から、1会場定員を20人ということで、今実施をさせていただいているところで、11会場で全て20人参加していただくと220人ということで、211名の参加をいただいているところで、参加率についてはかなり高い状況でございます。ただ言われますように、より一層周知啓発をして、より多くの市民の方に、また来年度、新たに同様の事業で行いますので、市民の方の多くの参加をこちらとしても進めていく必要があると考えております。

○兼本委員

もう1点だけ、この11会場で行うのは年に1回なんですか、それぞれの会場で。

○高齢介護課長

11会場で行うフレイル予防プログラムというものは、どの会場につきましても全12回のプログラムで実施しております。初回と最終回にフレイルチェックというものを行いまして、間の10回について運動や口腔や栄養などのさまざまな予防教室を10回組み込んでおおよそ6カ月の期間をかけて実施しているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

次年度の予算になりますけれど、見ていますと、やっぱり、かなり歳出のほうかふえると言いますか、そういった状況になっておるわけですが、例えば、恐らく前々年度、前年度、来年度といきますと、だんだんだんだん介護のサービスのほうも膨らんでいっているという事情からしても、予算規模的にも膨らみ続けるかと思うんですけど、そのあたり、今後どのような形でバランスと言いますか、調整と言いますか、そういったところを行っていかなければならないというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。どういう手法と言いますか、どういう形で。

○高齢介護課長

現計画期間の3年間の給付費や給付費の見込みを、今の計画を作成するときに給付費の見込みを行います。当然ながらその中で、本年10月の消費税増税の分も勘案した中で、給付費も伸びるという中で総給付費を積算し、あと、それに伴う保険料の設定というものを行い、またそれに必要な基金の取り崩し等を行って、3年間の保険料と給付費がバランスがとれるようにということで、現計画に基づいて各事業を実施しておるところでございますが、今議員が指摘されますように、給付費について想定よりも若干、今、増の状態で推移しているところがございます。今年度、初の試みになりますが、説明の中でも申しましたケアマネジメントの適正化と言うか、ケアプランチェックの強化を行って、本当に過不足のないサービスを提供するためのケアプランのあり方をチェックするために、外部の専門職に委託するケアプラン点検等の委託料を要求させていただいて、適正化を図り、少しでも給付費の抑制と言いますとちょっと語弊がございましたが、本当に過不足のないサービスの提供が各利用者にとできるように取り組みを行う予定としております。

○市長

今のご質問、恐らく増加していくであろう介護費、医療費、それに対してどのように市として大枠の中で、どのような考え方で、今後対応していくのかという総合的なお尋ねだと思いますので、自分のほうからお答えをさせていただきます。

今、担当者のほうについては、来年度予算の方向性に絞って、お答えをさせていただきました。私のほうからは大枠で、恐らくこれは担当部署と常々話をしていますのが、医療費、介護費の増額は、これは長寿化社会を見通した中でやむを得ないことであると、まず認識をしております。そこでの支出を渋って、高齢な方に不幸な老後を送らせるような飯塚市にはしないという、これが大前提でございます。しかしながら、適正に医療費や介護費が本当に具体的執行がなされているのかどうかについては、本年度は介護について、その適正化について客観的視点から審議、精査をするようにしています。実は、再来年度につきましては、医療費についても、そのように進めていくということも話を既にしております。そのことが一つと、今度は総合的に、しかしながら、それだけの医療費、介護費に飯塚市の財政が耐え得るかと考えたときに、シミュレーションでは非常に難しいというのが結論でございますので、それに対してどう対応するかと言いますと、先ほどフレイル予防について詳しく担当のほうの説明しましたとおり、健康である期間を長くし、医療や介護にかかわる期間を短くすることで、医療費、介護費の総枠を減少させる。そのための予防に力を入れることが、総合的な長寿化社会への医療福祉に関する対応だということで、予防に力を入れる方針、そして適正化の方針、この2本柱で長期にわたる計画を進めようとしているところでございます。

○永末委員

市長のほうから直接答弁いただきましてありがとうございます。本当に国保の運営の審議会とかもやらせてもらっていますので、そういった同じような視点を持って提言等もさせていただきます。

そういった視点を持ちながらも、実際に来年度の予算を見ますとやはり一般会計からの繰入金はかなりふえていたりしていっています。やはりこういったところを心配になってきます、先ほど市長のほうからもありましたけど、市の全体の一般会計の見通しとかもありますけれど、そのあたり、地財がふえていっている部分あるんですけど、やはりそれ以上のペースで支出も膨らんでいくのかなというふうな予測もされていると思いますので、そういったところの調整が必要なのかなと思うんですが、そうなった時にちょっと一点お聞きしたいのが、保険料のところなんですけど、特別徴収と普通徴収の分で特別徴収が徴収率100%で普通徴収が90%というふうな徴収率に差が出てきているんですが、ちょっとまず、すみません、基本的なことになるかと思いますが、この2つの違いをちょっと簡単でかまいませんので、ちょっと示していただけますか。

○高齢介護課長

介護保険料の特別徴収につきましては、年金からの直接の天引きということで、年金支給の際、年6回の支給になりますが、直接、各年金の支払い者、年金保険者のほうから納付されるような形になります。特別徴収については、年金額等が一定の年額以上という一定の基準がございます。その方が特別徴収の対象となりまして、年額が18万円という基準がございます。年金の年額が18万円未満の方や、また例えば年金を担保にちょっと借入れをされてある方や、年度途中で他の市町村から転入して来られた方、そういった方などにつきましては、普通徴収という形で、普通徴収につきましては、納付書もしくは口座振替等でお支払いということになります。

○永末委員

すみません、基本的なことを説明いただきありがとうございます。年金天引きは当然、徴収率が100%になっていくんでしょうけれど、やはり90%というところを、努力されているんでしょうけれど、ここをぜひ頑張っていただきたいなと思います。例えば住民税の場合とか

だと、たしか、あれは建設業とかの経営事項審査の際に、県の業者登録の際の申請のときに、たしか特別徴収に入っていないと、そこが受け付けられないみたいな制度があったりもしたと思うので、だから以前も、ちょっとそういった提案もさせてもらったと思うんですけど、そういった部分のちょっと検討とかもぜひしていただければ、なんか市のほうの業者登録をする際に、そういったところを踏まえてなければいけないとかいうことが、もし可能であれば、一つ検討材料として検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○高齢介護課長

市民税につきましては、普通徴収の納付書の納付者の方は、恐らくは事業所にお勤めの方であって、ちょっと詳細については詳しくわかりませんが、市民税につきましては、事業所に対する特別徴収をしていただくような一定の要件については普通徴収で構わないという、そうでなければ特別徴収、事業所に対して特別徴収をなささいというような指導ではないですけど、そういう仕組みになっておろうかと思えます。しかしながら、介護保険料につきましては、普通徴収の方はあくまでも個人であって65歳以上の方ということで、なかなか特別徴収をしていただく方というのは、年金保険者やそういった方になってくることから、住民税の特別徴収のそういった事業所の要件とかいうこととはちょっと介護保険料については、それはちょっと難しいかというふうに認識しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 平成31年度飯塚市介護保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成31年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第16号 平成31年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」について、ご説明いたします。予算書の425ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出の予算の総額につきまして、それぞれ14億6128万6千円といたしております。

第2条の債務負担行為につきましては、最後に説明をさせていただきます。

429ページをお願いします。事項別明細書の総括表でございますが、歳入歳出、それぞれの合計額の欄に記載しておりますように、前年度の予算額に比べまして、6178万7千円を増額いたしております。それでは、歳入・歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

まずは、歳入でございます。430ページをお願いいたします。1款1項1目、学校給食費、1節小学校給食費を3億2715万円、2節中学校給食費を1億8100万5千円を計上いたしております。こちらにつきましては、児童生徒数の増によりまして、前年度と比較いたしまして小学校・中学校合計で、677万7千円を増額となっております。

3款1項1目、一般会計繰入金、これは給食の食材費以外の職員人件費、事務費などの給食事業に係る経費について、一般会計からの繰り入れにより賄うものでございますが、前年度に比べ、3791万6千円を増額し、9億3528万8千円を計上いたしております。

431ページをお願いいたします。6款1項1目、学校給食事業債、これは給食施設整備の財源となるものでございまして、若菜小のランチルーム整備の財源として学校給食施設整備事

業債1710万円を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。432ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費につきましては、主に一般職員の給与費等ございまして、こちらにつきましては、一般職員の減などにより前年度に比べ、2297万9千円を減額し、1億7999万1千円を計上いたしております。

433ページをお願いいたします。1款1項2目、給食事業費では、給食事業の運営・管理にかかる経費として、前年度と比べ3771万5千円を増額し、4億9185万円を計上いたしております。増額の主な理由でございますが、434ページの説明の欄、上から5行目、先ほどご説明いたしました一般職員減を補う臨時職員賃金、同じく434ページ下から7行目、30年度決算に伴う支払消費税等によるものでございます。

435ページをお願いいたします。下段の1款1項3目、学校給食賄材料費は、先ほど説明いたしました430ページ、歳入の現年度分学校給食費を充てるものとして、5億1236万9千円を計上いたしております。

436ページをお願いいたします。1款2項1目、施設整備費につきましては、若菜小学校のランチルーム整備事業費として2491万7千円を計上しております。

次に、2款1項、公債費につきましては、市債の償還に係る元金及び利子といたしまして、2億4215万9千円を計上いたしております。

最後に、債務負担行為についてご説明いたします。恐れ入りますが428ページに戻っていただきます。第2表、債務負担行為の表でございます。平成31年度末で契約期間が満了となります飯塚第一中学区の6校の給食調理等業務委託について、2024年度までの債務負担行為を計上しているものでございます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

歳入の分の430ページ、小学校給食費、中学校給食費で延滞繰越分というのがそれぞれございます。これは未収であるということなんでしょうか。

○学校給食課長

前年度、平成30年以前の債務の残りの合計でございます。

○兼本委員

その状況はどうなっていますでしょうか。回収できる方向なんでしょうか。

○学校給食課長

鋭意、給食費が残っているというご家庭につきましては、訪問等をいたしまして、回収の方向にしている状況でございます。失礼いたしました。特に本年度にいたしましては、法的措置を実施しているところでございます。法的措置につきましては、本年度22件、約450万円の債権について実施いたしました。法的措置につきましては、継続的、定期的を実施していきませんと、滞納額に対する警告的な効果も薄れていくものと思われまますので、今後、確実に実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○兼本委員

今法的手段、450万円ということで450万円は回収できたと、回収できる方向であるということなんでしょうか。残りが325万5千円ということで理解していいんでしょうか。滞納処分分が合計したら、325万5千円ですよね。繰越分の合計、これ今、いまだ残っている分でしょう。

○学校給食課長

こちらのほうの歳入で上げている約300万円につきましては、滞納繰越分の歳入が見込める数字でございますので、実際は29年度末で、合計で2709万8123円がまだ滞納繰り



越しで残っている状況でございます。

○兼本委員

2700万円ほどが残っているということなんですか。これは今年度見込みということなんでしょう。先ほどはそうじゃなかったように思ったんですけども。そうすると、あと残り2700万円に関して、また法的手段等で解消していくということによろしいですか。

○学校給食課長

残りの部分につきましても、また31年度につきまして、法的措置等を取り組んでまいりたいと考えております。

○森山委員

これは前からずっとこういう問題出てきているんですよ。それで、それが重なった金額が2700万円で、何年後にはもう回収できないからということで、償却的な形というのはとってこられたと思いますが、そのときに私どもとすれば、結局、何年か前にもそういう形で、給食の徴収はどうなんですかということで、本当に個人的に聞かせていただいて、本当にあのときは、小学校から中学校まで全然払わなくて、2人か3人か二瀬地区の方だったと思うんですけど、そういう形であって、どのようになっているんですかと。結局、それなりの収入を持っておるんだけど、考え方の違いということで、なかなかうまくいかなかったという報告を聞いておるんですけど、大体そういう形でいくんやったら、やっぱりある程度、変な話ですけど、家賃の問題でもそうですけど、重なってするよりも、早目早目に言ってあげないと、学校のほうとすれば、子どもに言えないから、直接親のほうにお手紙ということで、なかなかそういう気配りの中で教育というものをしているという報告はお聞きしておりますけども、現実的にやっぱりそこに千円出して、900円しか食べられないのかという形に結局なってくるわけですね。その方々の補填はしなければならない。そういうご意見も出てきたんで、大変だろうと思うけれども、そのところもやっぱりある程度シビアにやっていかないと、これは今日、兼本委員がそういう形でご質問されたから久しぶりに話が戻ったんですけど、そういうところも結構あるかと思います。やっぱりある程度厳しくいかないと、一般の方々、出しているところが、なんとなく不公平じゃないかというお声も聞きますので、一つよろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

正確な名前は忘れましたが、学校給食審議会でしたかね、学校給食審議会の中で、自校方式が好ましいということで、順次やってきたわけですけど、八木山小学校だけがまだなっていない。地元からも要望が出ておりますし、今検討中という認識ですが、その後の経過はどうなっていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:44

再 開 10:44

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

昨年度、八木山小学校の自校式設備設置について要望書が出たところでございます。まだ内部で検討中という状況でございます。

○城丸委員

検討中ということですけど、大体いつごろ結論というか、地元から要望出ていますので地元との協議とかはなされましたか。

○学校給食課長

地元と協議等は、まだいたしておりません。

○城丸委員

それでは、できるだけ早く地元と協議をしていただいて、結論を出してください。お願いします。要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第16号 平成31年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第27号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明いたします。議案書19ページをお願いいたします。

2021年4月に開所を予定しております私立保育所を新設する運営法人の選定に関して審議及び審査を行うための附属機関、飯塚市私立保育所運営法人選定委員会を設置するために、本条例の一部を改正するものです。本選定委員会は6名以内で構成し、飯塚市子ども・子育て会議委員、飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会の委員の中から選定するよう検討しております。スケジュールといたしましては、選定委員会を新年度早々に立ち上げまして、その後、受け付け終了後、恐らく9月、10月ぐらいから3回から4回の審議会の上、12月、年内には運営法人の候補者を選定していただきたいと考えております。以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

飯塚市公立保育園・こども園あり方検討委員会で、今回新設の保育所の運営法人の選定について、どういったことを審議していくのでしょうか。

○子育て支援課長

まず、あり方検討委員会と子ども・子育て会議の委員の中から、主に学識経験者、行政機関等の中から選任いたしまして、候補者の申請書に基づきまして運営法人、例えば書類審査、あとプレゼンテーションからヒアリングまでの審査を行っていただきたいと考えております。

○兼本委員

ということは、9月、10月よりということで、先ほどスケジュールを言われておりましたが、それまでに新設保育所を運営したいという事業所が出てくるということなんですか。

○子育て支援課長

それ以前に、6月、7月ぐらいから申請法人の募集を行いたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

今答弁のほうで、委員のメンバーの人数って言われていましたかね。6人でよかったです

かね。それが学識経験者と行政機関等から選んでいこうかなというふうには考えられているということですね。ちょっとすみません、議案との関連でお許し願いたいんですけど、来年度当初予算のほうで、新設の私立保育所の整備補助事業費として1億7400万円ぐらいの計上が上がっておるかと思うんですけど、今のお話を聞いていますと、とりあえず来年度は委員会の選定委員会の立ち上げなんだというふうなことで答弁があっていたように思うんですが、その一方で、こういうふうには施設整備の予算が上がっているというのは、これはどういった関係になっているんですか。

○子育て支援課長

応募法人を募集する際に、市が本体工事費、これにつきましては施設整備補助金を活用して本体工事費用を補助していくということで、その担保と言いますか、予算の裏づけがあって、この応募法人を行うということで、一応、今回当初予算で上げさせていただいております。12月、年内に一応法人を決定いたしましたして、年明け2月ぐらいには、県のほうに施設整備補助金の申請を行いたいというふうには考えておりますので、今回、当初予算で計上させていただきました。

○永末委員

では実際に、この1億7400万円が事業費として出ていくというのは、再来年度というふうな形になってくるんですか。

○子育て支援課長

2020年度という形になります。

○永末委員

あと、今の整備事業費の1億7400万円の中で、市のほうで出される分というのは、以前もちょっと答弁があったかと思うんですけど、再度確認です。

○子育て支援課長

市補助金全体としましては1億7400万円。このうち市負担額としましては1900万円、国の負担金としまして、1億5500万円というふうには算定しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○文化課長

「議案第28号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書の21ページお願いいたします。

本案は、文化財の総合的な保存・活用を新たに規定しました文化財保護法が改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、文化財の保存と活用の一層の取り組みの推進を図るための附属機関を設置するため、本案を提出するものでございます。

初めに補足資料にて、改正の概要を説明させていただきます。恐れ入りますが、補足資料1ページ、文化財保存整備・活用体制新旧対照表をお願いいたします。

資料右側の旧の欄は現行体制でこれまでの附属機関といたしまして、文化財保護審議会と歴

史資料館運営協議会、鹿毛馬神籠石保存整備委員会をそれぞれ独立して設置し、協議をしてまいりました。今回、文化財保護法の改正により自治体には地域の文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定と個別の文化財の活用計画を策定することが求められております。

なお、この計画は策定文化財の保護、活用についての国の支援を受ける前提であり、計画の内容は文化財保護審議会の承認を受ける必要がございます。このため、現在の文化財の保護等に関する附属機関のあり方を見直し、資料左側の図の体制に再編するものでございます。新体制では、文化財の総合的な保存・整備等に関する調査審議を行い、文化財保存活用計画の策定を主たる業務とする「文化財保存活用推進委員会」を新たに設置し、この推進委員会に3専門部会を設置して、個別の文化財保存活用計画の策定や歴史資料館における文化財の保存活用についての協議検討を行うものでございます。個別の文化財についても保存活用計画では、時代背景が同時期の複数の文化財をまとめて計画を策定することとし、これまで鹿毛馬神籠石保存整備委員会として個別に審議していたものを「古代史跡協議会」の中で、旧伊藤伝右衛門邸等の近代遺産の活用につきましては、新たに「近代化遺産協議会」を設置し、検討するものでございます。

また、歴史資料館運営協議会は「文化財保存活用推進委員会」の専門部会「歴史資料館協議会」で協議することといたします。この体制により、本市の文化財については総合的な保存、活用に取り組む予定でございます。

議案書の説明をさせていただきます。議案書23ページをお願いいたします。改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。別表、教育委員会の部中、「飯塚市鹿毛馬神籠石保存整備委員会」を削り、新たに「飯塚市文化財保存活用推進委員会」を加え、担当する業務を「鹿毛馬神籠石の保存整備に関して調査審査すること。」を削り、新たに「文化財保存活用地域計画の作成及び変更等に関して総合的に調査審議すること。」を加えるものです。

これに関連いたしまして、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表、鹿毛馬神籠石保存整備委員会の項を削除。飯塚市歴史資料館条例の一部を改正し、第11条歴史資料館運営協議会を削除し、この条例を平成31年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考までに補足資料2ページ以降に「飯塚市文化財保存活用推進委員会規則（案）」を提出させていただいておりますが、内容の説明は省略させていただきます。以上、簡単ですが議案第28号の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

今の新旧対照表のほうなんですけど、これ、それぞれの新しいほう、文化財保護審議会とか文化財保存活用推進委員会とか、各専門部会なんですけど、これはそれぞれの人数とか構成されている方とかというのは何か資料とかをいただいたりできませんか。

○文化課長

内容につきましては、説明を省略させていただきましたが追加資料の規則の中でうたっております。文化財の保存活用推進委員会につきましては、委員数は10名以内、3専門部会につきましては、各8名以内という形で今、予定をしております。委員の構成といたしましては、文化財の保存、活用等を審議していただくために、専門知識を有するため、大学の考古学等の学識経験者を予定しておりますが、必要に応じまして、市民、教育機関、NPO等の活動団体の意見を徴することもできるような幅広い意見を踏まえ、検討していきたいというふうに考えております。

○永末委員

確認ですけれど、文化財保存活用推進委員会というのは10人で構成して、各部会を8人で構成する。当然、推進委員会に入られている方が専門部会にそれぞれ入っていくというふうな感じですか。

○文化課長

委員が言われましたように、親委員会と申しますか、推進委員会は10名ということで、それぞれ専門が古代、現代等々の専門委員に構成をお願いしまして、それぞれの専門員が各専門部会に分かれて入っていただきまして、合わせまして先ほど申しました教育機関、NPO等の参加を要しまして、専門部会を構成するというような構成建てを考えております。

○永末委員

部会の一つの歴史資料館運営協議会に関しては、同じ名称で引き継いで、同じですかね、運営が外れるんですかね、そうになっているんですけれど、これは旧と新で担当事務としては変わらないんですかね。それとも何か少し変えていこうというふうに考えられているのか。

○文化課長

内容的には変更はございません。ただこれまで独立した附属機関でございましたが、総合的に活用するために、例えば資料館の運営のみならず、幅広い文化財のご意見等も徴して、文化行政に反映させたいというふうに考えております。

○永末委員

それぞれの専門部会で構いませんけど、大体1年間に何回ぐらい、開催していこうというふうに計画されておるのでしょうか。

○文化課長

推進委員会につきましては、来年度は年2回でございます。古代史につきましては来年度保存活用計画を古墳等の保存活用計画という計画策定を予定しておりますので、7回程度開催する見込みでございます。近現代につきましては、これも1つの事業としてデジタルアーカイブという事業を来年度は予定をしております、その中でご意見等もお伺いしたいということで、2回程度開催というふうに今のところ予定しております。歴史資料館協議会は1回を予定しております。

○永末委員

これは傍聴とかは可能なんですか。

○文化課長

通常の委員会で公開が原則でございますので、その方向で今予定をしております。

○永末委員

今回のメインなんですけれど、鹿毛馬神籠石の保存委員会が古代史跡協議会になるということなんですけれど、ちょっと違っていたら指摘していただきたいんですけど、旧のときは、鹿毛馬のほうに絞り込んでやっていたけれども、新しい古代史跡協議会になると、そこだけじゃなく、飯塚市の中にある、そういう遺跡の掘り起こしと言うか、全般的な再評価と言いますか、そういったことをやっていこうというふうに考えられているということではないのでしょうか。

○文化課長

今、おっしゃいましたように、その時代時代の検討を行っていただきますが、ただ鹿毛馬神籠石につきましては、来年度整備の関係で国の支援をいただきまして、整備計画等々の整備を行う予定でございますので、そういう事業を実施する場合には、その古墳、史跡等を中心に協議、ご意見をいただくような形になります。

○永末委員

となると、1カ所の古墳だったのを全体的に広げていって、事業計画をつくっていくということなんですけど、この前も一般質問させていただきましてけれど、今まで保存管理ということだったわけなんですけど、そこを広く情報発信していくということも考えられているということ

となんです、となると予算的なものも旧来と変わってくるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはなんか、どういうふうな見通しを教育委員会として持ってらっしゃいますか。

○文化課長

予算的と言いますか、今、委員のご質問は、その事業、文化財単位の整備とか、そういう予算ということでしょうか。それにつきましては、先ほど最初説明をしましたが、基本的には個別事業計画というのをつくりますが、今回の文化財の法の改正につきましては、地域計画というのが実は大元にございまして、平成31年度、来年度に国のほうが法の改正に伴いまして、文化財の総合活用に関する指針を示します。その指針に伴いまして、地方自治体は文化財の地域文化財をどういう形で保存活用するかという大枠の計画をつくります。その下に、先ほど申しました個別計画ということになりますので、まずは全体の中の位置づけを整理をしまして、その中で具体的な整備等を個別計画の中でしていくということになりますので、今、飯塚市の予算的なことを申しますと、事業単位で事業費を組み立てますので、全体を検討させていただいて、個別の事業をそれぞれ実施する場合は予算要求をするというような形になろうかと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

ちょっと今の話の関連になるかと思うんですけども、活用の一層の取り組みの推進というのは具体的に、先ほど国のほうの来年度上がってきてからというお話なのかもしれませんが、今回のこの条例を出すに当たって、一層の取り組みの推進というのはどのようなことをお考えなんでしょうか。

○文化課長

これまで文化行政につきましては、これは今後もそうなんです、保存ということを第一に、後世に残すというのを第一目標にしておりました。その中で、近年、活用ということが言われております。飯塚市で言いますと、例えば旧伊藤伝衛門邸も非常に市長部局のほうと連携した中で活用しております。ただ今後につきましては、これは教育委員会、文化庁のほうの考えですが、今までが市長部局と教育委員会の部分で、必ずしも連携というか予算的にも、なかなか教育委員会サイドでは保存という予算、補助金等しかございませんでしたが、補助裏の起債、特別交付税等も一応計画をつくれれば、ソフト事業等にも充当できるということで具体的な事業内容につきましては、今後の検討になりますが、先ほど申しましたアーカイブ関係の情報発信、そういうところにも今後力を入れていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

今、課長がおっしゃられました情報発信するということは当然、そこにはいろんな地域から来られた方、地元の方もそうですけれども、見てもらうというようなことが頭にあると思うんですね。そうすると、一方では観光資源としての利用ということも考えられると思います。今、この委員会の構成でいきますと、学識経験者から行政機関、それから教育委員会が必要と認める者というようになっておりますが、そういったところまで、その活用を広めるということになれば、委員会の構成メンバーというのはここでいいのか。活用するために、もう少しアイデアを持っている方も入れなくてはいけないのではないかというふうに私は思うんですが、いかがでしょう。

○文化課長

今委員ご指摘のとおり、教育委員会サイドだけの考えでは、今後活用というのは非常に難しいというふうに考えております。この委員構成につきましては非常に漠然とした記入になっておりますが、今、委員ご指摘のとおり、広く観光部署の関係者、先ほど言いましたがNPO等

必要においては市民の方、あと情報関係の大学の先生等にもお声かけをいたしまして、お知恵を借りながら、総合的な活用を図っていききたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

その委員会、協議会のほうなんですけど、それぞれの協議会によって回数が異なってくる、1回とか7回とかいうふうなことで言われていましたけど、議事録の状況というのは、今どんな感じなんですか。例えばよくホームページを見たりするんですけど、審議会とか協議会によっては、なかつたりとかすごく端折られて、要約されて、誰が発言したかわからないみたいな議事録があったりするんですけど、この市議会の議事録みたいな形で、しっかりと誰が、どういったことで発言されたかというのをきちんと残せるような体制をとっていただきたいんですけど、そのあたりはどのような感じでお考えですか

○文化課長

議事録につきましては、今委員ご指摘のとおり内容につきまして検討しまして、わかりやすい議事録にしたいというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:11

再 開 11:12

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第28号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課

「議案第67号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。追加議案書の3ページをお願いいたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

次に、改正内容についてご説明いたします。追加議案書5ページの新旧対照表をお願いいたします。第14条から第15条にかけて文言及び条番号の整理を行っております。第14条の見出しを「保証人及び利率」といたしまして、第1項に「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。」を加えております。

次に、第14条第2項では、「貸付利率が年3%から年3%以内で条例で定める率」に法改正されたことから、福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業における連帯保証人を立てない場合は年1%の利子が課されることを参考にいたしまして、本市災害援護資金の貸し付けの利率において、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%とするものでございます。

第14条第3項では、本貸付制度における保証人は、連帯して債務を負う連帯保証人であることを定めるものでございまして、保証人を立てた場合における連帯債務及び違約金に係わる

規定を加えております。

第15条第1項では、法改正によりまして、これまでの年賦償還に、半年賦償還及び月賦償還を加えるものでございます。

第15条第3項では、法施行令第9条において、違約金の算定率がこれまでの年10.75%から年5%に一部改正されたものでございまして、法施行令で違約金に関する条番号が改められたため、条例に対応させるものでございます。

なお、4ページの附則にあります経過措置として、今回の改正適用につきましては、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用することといたしまして、平成31年4月1日施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、従前の取り扱いとするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第67号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

最後もう一度、平成31年4月1日からということ、それまでは今までの、従前の条例ということよろしいですか。

○社会・障がい者福祉課

今、委員の質問されたとおりでございます。

○兼本委員

では、この貸付金というのは、具体的に言うとどういった状況の場合に使えるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課

まず、昨年の災害のように災害救助法が適用なされた場合に、この制度が運用されてくることとなります。世帯主が、例えば重傷を負った世帯または住居家財に著しい損害を受けた世帯のうち一定の所得に満たない世帯の世帯主に対して、この災害弔慰金の支給が申請できるものでございます。

○兼本委員

次に、保証人を今回つけ加えるということですが、この保証人になられる方の条件等はどういったものになりますか。

○社会・障がい者福祉課

この保証人につきましては、前年の所得を確認いたしまして、一定の所得が、一定と言いますか、返済できるというところを確認して、申請を承っているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第67号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11：19

再 開 11：27

委員会を再開いたします。



お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「国際都市いづか推進計画の策定について」、報告を求めます。

○国際交流推進室主幹

「国際都市いづか推進計画の策定について」、ご報告いたします。本計画につきましては、昨年9月の一般質問におきまして、計画の趣旨や骨子についてご説明しておりましたところがございます。本日は、計画の策定業務を完了いたしましたので、ご報告をさせていただくものです。

まずは目次をごらんください。「第1章 計画策定の趣旨」から「第9章 飯塚国際交流推進協議会の紹介」までの9章で構成いたしております。

まず、「第1章 計画策定の趣旨」でございます。本市においては、中長期的な観点から人口減少の克服及び地方創生に関する施策を推進していますが、今後は、外国人材の受け入れや活用、国際交流による地域人材のグローバル化の推進などにより、地域経済の活性化、次代を担う人材の育成、まちの魅力向上などの課題解決につなげていくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、本市における国際化、グローバル化を推進し、多様な文化を理解し受け入れることができるように、市民意識の醸成と人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを目指し、本市における国際政策の基本的な考え方や、さまざまな分野にわたる施策の方向性を示すために「国際都市いづか推進計画」を策定いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。「第2章 計画の位置づけと対象期間」についてです。本計画は、本市のまちづくりの基本的な方向性を示した「第2次飯塚市総合計画」を上位計画とし、本市が取り組む国際政策の方向性を示す計画として策定しております。次に、対象期間ですが、第2次飯塚市総合計画において実施する中間年次点検の年度に終期を合わせるため、2019年度、平成31年度から2021年度までの3カ年といたしました。

次に、3ページをお願いいたします。「第3章 国際化の現状」についてです。3ページから8ページまで、外国人に関する推移等について、日本、福岡県、飯塚市を比較しております。簡潔に申しますと、6ページに示しておりますが、県内では5番目に外国人の数が多自治体となっており、本市の外国人としましては、アジアの方々が大部分を占めております。

次に、9ページをお願いいたします。「第4章 グローバル化に向けた課題」でございます。全国の地方自治体の問題である、人口減少地域における定住人口の増加や労働力不足の解消といったさまざまな課題を解決する一助とするために、本市からの距離や時差も少なく、市内に住む外国人の比率が高い東南アジア諸国を初めとした海外との友好関係を構築し、外国人留学生及び外国人労働者の支援など、積極的に取り組んでいく必要があります。そのためには、今後ますます市民への国際理解を強力に推進し、本市で暮らす外国人にとっても、住みたいまち、住み続けたいまちとして、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生ができる、多文化共生のまちづくりを目指して取り組んでいく必要があります。

次に、10ページをお願いいたします。「第5章 国際都市づくりの意義」をごらんください。

本市におけるグローバル化を推進し、多様な文化との交流や地域における新たな活力の創出など、「ひとづくり」そして「まちづくり」へと発展させていくことによって、本市の魅力をもさらに高めることであると考えております。

次に、12ページをお願いいたします。「第6章 計画の体系」をごらんください。基本理念といたしまして、「人とまちと世界がつながる 国際都市いづか」、副題に「～外国の方、障がいのある方、ご高齢の方、子どもたち、全ての方に優しく、そして温かい飯塚市をめざし

て～」といたしました。そして、その実現に向けた基本方針としまして、1つは「多文化共生」、2つ目に「国際交流・経済交流」と2本の大きな柱として推進していくこととしています。

次に、13ページから19ページでございますが、こちらに「第7章 施策の具体的な方向性」としてお示ししております。この中で、福祉文教委員会が所管する事務に関するものについて、抜粋して報告いたします。

13ページをお願いいたします。多文化共生における取り組みといたしまして、「①国際理解の推進」の中で、「学校における国際理解の推進」をしております。具体的には、学校における国際教育を推進し、子どもの頃からの国際感覚を醸成していきます。

15ページをお願いいたします。「④外国人への生活支援」の中で、「外国人児童教育支援事業」を推進しております。今後増加が見込まれる外国人児童生徒等に、安心して学び、通学できる環境を整備し、国際理解教育の充実を図ります。

17ページをお願いいたします。「②教育・スポーツを通じた交流」の中で、「オンライン英会話」や「外国人講師等派遣事業」を推進し、英語の学力向上に努めていきます。

次に、20ページをお願いいたします。「第8章 飯塚市と海外との姉妹都市交流について」においては、姉妹都市でありますアメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベール市の紹介及び相互交流事業の紹介を記載しております。

次に、25ページをお願いいたします。第9章には、飯塚国際交流推進協議会の紹介を記載しております。以上、簡単ではございますが、国際都市いづか推進計画についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

まず、1点目なんですけど、恐らく、この計画が作成される段階に当たって、商工会とか商工会議所とかにアンケートみたいなものをされてきていると思うんですけど、アンケートの趣旨はたしか、外国人の受け入れを進めた際に、そちらの事業所のほうで活用する計画と申しますか、そういったお考えはありますかというふうなところも確かあったかと思うんですけど、そういうアンケートの結果というのは、こちらの中にはどのあたりに反映されているんでしょうか。

○国際交流推進室主幹

昨年11月から年明けにかけて、商工会議所や商工会、青年会議所等に協力を依頼しまして、約3千件にアンケートをお願いいたしました。結果、54件の回答をいただいております。内訳としましては、外国人留学生の雇用を検討している企業が17社、技能実習生徒を受け入れをしている企業が11社、今後、技能実習生等の受け入れを検討している企業が25社、海外輸出を行っている企業が7社、海外への進出や販路拡大を検討している企業が8社でございます。来年度からの事業で、アジア経済交流推進事業などで反映していきたいと考えております。

○永末委員

ではもうそれは具体的に飯塚市内の事業所のほうでそれこそ今、受け入れていただければ、ぜひ、そういったところを組んでやっていきたいよというところが、既にあるということでしょうか。

○国際交流推進室主幹

はい、そのとおりでございます。

○永末委員

あと、ちょっと細かく入っていくと幾らでも質問しそうなのでちょっととどめておきますが、

大きくはそういうふうな外国の方がきちんと入ってこられて共生できるような地域にしなくてはいけないという大きな共生社会づくりというところが、まずあるかと思うんですけど、こういうふうな地域をこちらでつくっていきますよという一方で、入って来ていただく方というのをどういう形で、連れて来られると言いますか、こちらに入ってきていただくような形で考えていらっしゃるのか。それはもうあくまで受動的に入ってきた方を受け入れるというふうな形になるのか、それともこちらのほうがある程度、能動的にと言いますか、こういったところから入ってきていただきたいみたいなどころまでお考えとしてあるのでしょうか。

○国際交流推進室主幹

現在、外国人の方と言えば留学生とか各企業が受け入れられている部分もありますし、今後アジアの諸国とのいろんな交流を含む中で、向こうの送り出し機関とかといろいろ調整しながら、それは考えていきたいと思っております。

○永末委員

それは、飯塚市独自でやっていくのか。それとも何か、国とか県とか民間とか、そういったところとのコラボレーションと言いますか、組んでやっていくというふうなところなのか、ちょっともし今の段階で、少しまとまっている部分がありましたら答弁をお願いします。

○国際交流推進室主幹

当然、国とか県のほう、それとかいろんな関係機関ありますので、そちらのほうと連携しながら、情報共有しながら行っていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

ちょっと一点お伺いしたいのですが、私の周りに案外、外国人の方が多くて、子どもさんの教育で日本語がなかなか話せないという方もいらっしゃいまして、いつも教育委員会のほうにご相談して、そういう国語を英語を使って勉強させていただくというようなことしていただいて、大変ありがたく思っているんですけども、今回、4番の外国人の生活支援の中で、外国人児童教育支援事業というのはございますけれども、これは今までとまた違ったような形になるのでしょうか。それともまた、今までと同じ方向でいくのでしょうか。

○学校教育課長

今まで行っているものを継続して行っていくということでございます。

○兼本委員

例えば、市の教育委員会が指定した市立学校というような形になると、逆に言うと最初の段階で指定した市立学校に行ってくださいというような話になってくるんですか。

○学校教育課長

現在も市内の1校に配置しておりますけれども、必要に応じて学校の要望に応じて、その教員が求められた学校に出向いて、直接指導を行うという形態をとっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○森山委員

くだらない質問をさせていただきますけど、この統計を見ますと、何か外国人の割合を見ると、一応東洋の方が多いですね。韓国、それと留学したのが中国の方が多いということですけれど、一般的に英語で話すよりは、逆に韓国語とか中国語を教えたほうがよっぽど皆さんとコンタクトがとれるんじゃないかと思うんですけど。非常にこの飯塚においてでもそうでしょうけれども、韓国の方とか中国の方が非常に多いし、その次に住んでおると言ったらちょっとインドネシアとかいう形、これはちょっとインドネシアと日本とのあれができたので流通あるから入りやすいんでしょうけれども、意外とそこをちょっと小さく分析されてど

ういうふうを考えるか。ただそこに外国の方がお見えになるからということで何も英語ばかりじゃないだろうと思っています。そこのところもちょっとしないと、非常にその統計を見ますと非常に差があまりにもあり過ぎて、そういう形になると、もうちょっとそこところを含んだ中で、やっぱり一つご指導していただきたいなと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市セカンドライフ応援ポイント制度について」報告を求めます。

○高齢介護課長

「飯塚市セカンドライフ応援ポイント制度について」ご報告いたします。平成31年度より、高齢者の活躍できる社会の構築、さらには地域経済の活性化を目的とした行政ポイント事業である「飯塚市セカンドライフ応援ポイント制度」の導入を検討しておりますので、その概要について報告いたします。資料をお願いいたします。

導入目的は、1に記載していますとおり、今後増加する高齢者の方が、生き生きと活躍できるよう、自らが積極的に社会参加し地域社会に貢献できるシステムの構築、さらには地域経済の活性化を目的として導入を図るものです。

次に、制度の対象者は60歳以上の市民としております。ポイントを付与する事業は、3に掲載している事業を予定しております。ポイント付与基準については、4に記載していますとおり、①の研修型は講座や研修を受講した場合に付与するもので、初歩的な研修は100ポイント、上級的な研修または連続講座では500ポイント付与することとしております。②の参加型は1回の参加につき100ポイント付与することとしております。

次に、ポイント付与からポイントを使用するまでの流れは、「5.ポイントの付与及び交換」で記載していますように、まず、①市の指定する事業への参加者に対しポイント券、紙ベースになりますが、それを発行いたします。次に参加者は、ポイント券を市内で流通している地域ポイント、現在本市内では、チクスキパス、コスモスタンプ、てんとうむしーるがございしますので、そのポイントに変換します。その後、それぞれの加盟店で、1ポイント1円に換算し使用できる仕組みとなっております。

次に、この事業の実施期間は、平成31年度からの3年間を予定しており、この間に効果測定を行うとともに、次の7に記載していますような課題を含め、さらなる検討を行ってまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

基本的にこの制度に関しては、斬新と言いますか、おもしろい取り組みだなというふうに思います。そういった視点からの大きな質問にはなるんですが、1点ちょっと気になるのは、5番のポイントの付与及び交換のところなんですが、②のほうで、地域ポイントでチクスキパス、コスモスタンプ、てんとうむしーるというふうなところが、交換ということなんですけど、それぞれ、これはどういったところが事業主体として行われている事業なのか、答弁いただけますか。

○総合政策課長

事業の構築に対して、総合政策課のほうもかかわりましたので、答弁をさせていただきます。

まず事業主体でございますけれども、コスモスタンプについては、これは今、商店街の中に事務局を置いております飯塚コスモスタンプ事業協同組合ということになります。てんとうむしーるについては、穂波シール会という事業体がございましてそこがやっております。それが

ら、チクスキパスにつきましては、株式会社トーンが発行し、やっておりますものでございます。

○永末委員

ちょっとわからないんですが、そうなった時に、ポイントに変換できて、その加盟店で利用できるというふうな形になると思うんですけど、その民間企業さんのところの中で利用できる場所に、その利用者が今回の事業費を投じた部分で得たポイントを使った部分での消費というか、そういったところがそちらのほうに偏っていくのは、特に事業の設計上、問題ないのかちょっとその部分が気になるんですけど、そのあたりどのような形で考えられていますか。

○総合政策課長

多分、ご質問の趣旨としては、いわゆるそこに加盟している店舗というのが、全体の店舗数、市内の店舗数から比べると少ないんじゃないかと。そうするとそこに偏るんじゃないかというようにご質問ということで理解してよろしいですか。これは私どもも検討段階で非常に悩んだところでございますけれども、どうしても今回のこの事業を始める中で、市が改めてポイント制度を当初から構築するといったときに、どうしてもここ3つ、既にやっている既存のところと競合してしまうということがございます。そういうこともありまして、もう飯塚市のほうとしては、独自でポイント制度は実施しないで、そういう既にあるところを活用して、地域の経済の活性化を図っていきたいというふうに思っています。実際、加盟していない店舗の方はどうするのかということでございますけれども、そこは店舗が加盟されるかどうか、そこはもうそれぞれの店舗の方々のご判断ということになろうかと思えます。

○永末委員

仮に、こういったポイントが使える店舗があって、使えない店舗があった場合、使える店舗のほうがいいというふうな形、例えば市民の方が判断された場合、そこで選別が入ってくるかと思うんですけど、そういったときに市の立場として、そういった形に公平性、平等性という部分でひっかかりが出てこないのかなというのを少しちょっと危惧するわけですけど、そのあたりもしっかりと検討されたということで、当然検討されているんだろうなと思いつつ、ちょっと質問していますけれども、そういったところをちょっと危惧している部分がございますので、少し注意されて事業の運営をしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「認知症教本の作成について」、報告を求めます。

○高齢介護課長

認知症教本の作成につきまして、ご報告いたします。資料をお願いいたします。

この認知症教本の作成に関しましては、高齢化の進行に伴い、認知症の人も今後ますます増加することが予想され、本市におきましても、さまざまな認知症施策に取り組んでいるところでございますが、その一環といたしまして、将来を担っていく若い世代、特に小中学生に対しまして、早い時期から認知症に対する正しい理解を深め、関心の向上を図るために学校教育課と連携しまして、作成したものでございます。

趣旨にも記載しておりますとおり、市内小中学校の児童生徒が認知症について正しく理解し、認知症をもつ身近な高齢者に思いやりやいたわりの心、また尊敬の念を持ってもらうことを目的として、その学びのための教材となる「認知症教本」を児童生徒の発達段階に応じて作成いたしました。

認知症教本につきましては、CD版で作成しております、対象学年を小学4年生、6年生、中学2年生の3学年を対象に、各学年2教材と共通教材を1教材、計7教材作成し、それに加

えまして、教材ごとに学習指導案、ワークシート、板書計画を作成しまして、授業をされる先生方が均一的に授業ができるようにいたしております。

教本作成の経過につきましては、小学校からの代表の先生4名と中学校からの代表の先生2名による作業部会を中心として検討、作成いただき、昨年11月下旬から12月上旬にかけ6回の検証授業を行い、1月末のプロジェクト会議において最終確認を行い、全ての内容を確認いたしております。そうした経過を経まして、先月中旬にCDの収録作業を行い、2月28日の定例校長会議において、概要を説明の上、配布を行いまして、6に記載しておりますが、来年度、平成31年4月から、各学校のカリキュラムの状況に応じ、道徳の授業等での活用を開始することといたしております。

4に、この認知症教本により児童生徒に伝えたい内容を5点記載しており、5には、教材の一覧を載せていますが、ねらいの欄に、各々の教材における4の伝えたい内容の項目をそれぞれ記載しております。教本CDに収録しております各学年2教材ずつの読み物及び共通教材1教材につきましては、参考資料といたしまして提出させていただいておりますので、後ほどお読みになっていただきたいと存じます。

この認知症教材による学びを通して、若い世代を含む市民全体が認知症の理解を深め、自分らしく安心して地域の中で暮らせる共生共存のまちづくりに寄与していくことを期待して、この取り組みを推進していきたいと考えております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ライトアップイベント Warm Blue IIZUKAについて」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課

「ライトアップイベント Warm Blue IIZUKA～みんな同じ青い空の下で～」について、ご報告申し上げます。本イベントは、自閉症スペクトラムを含む発達障がいにかかわる家族や支援者、地域住民の有志で構成される「Warm Blue IIZUKA実行委員会」が、自閉症を初めとする発達障がいへの理解や関心を深めることを目的として、本市と共催して実施するものでございます。

国連が定めた4月2日の世界自閉症啓発デーにあわせて、癒し、希望、穏やかをあらわす青をシンボルカラーに、4月2日木曜日から7日日曜日までの期間、18時から22時、2日のみ19時から22時の時間帯において、飯塚市役所本庁舎南側をブルーにライトアップするものでございます。また、初日の4月2日木曜日には点灯セレモニーを行うこととなっております。以上簡単ではございますが、「ライトアップイベント Warm Blue IIZUKA～みんな同じ青い空の下で～」について、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「生活保護処分取消請求、保護開始日義務付け等請求併合事件について」報告を求めます。

○生活支援課長

「生活保護処分取消請求、保護開始日義務付け等請求併合事件」について、ご報告させていただきます。平成30年12月9日、本市の生活保護受給者が原告となり、福岡県及び本市に

対して標記の訴えを福岡地方裁判所に提起し、平成31年2月6日付けで訴状が送達され、翌2月7日付けで受理いたしましたので、その概要についてご報告いたします。資料をお願いいたします。

今回の事件は、疾病により入院中の原告が本市に保護相談を行い、生活保護開始に至ったものの、その後に福祉事務所長が決定した生活保護開始日を不服として、福岡県知事に対しまして、平成29年1月31日付審査請求を行っております。その結果、県は平成30年6月1日に「本市の決定した保護開始日、平成28年11月9日の決定は取り消すが、開始日は福祉事務所への生活保護の相談を行った日、平成28年10月31日を相当とし、原告が求める疾病により入院した平成28年10月24日にまで遡ることは却下とする。」という判決を行っております。この判決を基に本市は保護開始決定日を平成28年10月31日に再度決定いたしました。原告はこれを再度不服とし、「生活保護開始日を原告が当初から主張する入院日である平成28年10月24日とすべし。」として、本市宛てに新たな行政処分を取り消し及び原告が主張する日での生活保護開始決定の義務付け、福岡県宛てに審査請求の取り消し等を求め提訴したものでございます。なお、生活保護の決定、実施等に係る事務は、第一号法定受託事務であり、法務大臣への報告及び助言等を受ける義務が生じることから速やかに報告を行ったところ、本市顧問弁護士による訴訟進行の指示があり、顧問弁護士宛てに訴訟委任を行ったところでございます。なお、当該裁判の進捗状況につきましては、今後の福祉文教委員会において、随時、報告していくことといたします。以上、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」報告を求めます。

#### ○学校給食課長

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」ご報告いたします。

本年度末で期間満了となる小中一貫校穂波東校、飯塚第二中校区の飯塚第二中学校及び飯塚東小学校、小中一貫校幸袋校4校の調理等業務受託業者の選定につきまして、飯塚市給食運営審議会へ諮問し、プロポーザル方式による厳正かつ公正な審査の結果、受託候補者をそれぞれ特定した答申がなされたので報告するものでございます。

資料「飯塚市学校給食調理等業務受託候補者特定 答申書」をお願いいたします。2ページ下段の1、受託候補者をお願いいたします。受託候補者は、小中一貫校穂波東校は、学校法人中村学園、中村学園事業部、飯塚第二中学校区は、株式会社共立メンテナンスPKP事業本部九州支店、小中一貫校幸袋校は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社がそれぞれ、受託候補者でございます。

3者を特定した理由といたしましては、3ページをお願いいたします。学校給食の目的や意義を十分に理解し、安全で安心な給食の提供、学校への食育指導への協力体制などがより具体的な提案がなされていること。また学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を理解し、給食調理作業等に関し安全面や衛生面の管理につきましても十分な業務の遂行が期待できる、よりすぐれた提案であったと判断され受託業者として特定されたものでございます。

特定までの経過でございますが、10月15日に教育委員会から飯塚市給食運営審議会に対し受託業者の選考について諮問いたしました。飯塚市給食運営審議会では11月30日に第1回審議会を開催し、専門部会を設置いたしました。それを受けまして12月3日から募集を開始したところ5者から参加表明書の提出があり、1月15日の締め切りまでに、この5者が企画提案書を提出いたしました。

この5者に対しまして、1月23日に第1回専門部会において第一次審査として企画提案書等資料の書類審査を行い、1月31日に第2回専門部会でヒアリング審査等による二次審査を行いました。その結果、得点上位3者が受託候補者として選定されました。その3者から事前に提出された希望順位に沿って、各候補者が希望している業務へ割り当て等を行い、対象学校ごとの受託候補者が特定されたところでございます。

資料の次ページ「採点結果」以降の説明については省略させていただきます。今後はこの答申に基づき、受託候補者として特定された事業者と市契約課と協議をしながら委託契約に向け事務を進めてまいります。以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市内の居住児童の特定教育・保育施設（保育所こども園の2号・3号のみの支給認定状況）、利用状況及び未利用者について」報告を求めます。

○子育て支援課長

「市内の居住児童の特定教育・保育施設（保育所こども園の2号・3号のみの支給認定状況）、利用状況及び未利用者について」、提出しております資料について、ご説明いたします。平成31年4月1日入所予定の内定通知発送状況について、ご報告いたします。資料は3月6日現在のデータで作成しております。資料1ページをお願いいたします。

「市内の居住児童の特定教育・保育施設支給認定状況（人）（2・3号のみ）、その利用状況、未利用者について」、ご説明いたします。31年度4月分の申請状況を記載しております。上段に31年度4月の保育施設支給認定者数が3500人、中段に入所内定者数が3365人。内訳としまして市内保育所施設内定者3242人、市外保育所の広域内定者123人、下段に施設未利用者数135人となっております。

資料2ページをお願いいたします。資料1ページの支給認定状況、利用状況、未利用者の年齢別内訳となります。支給認定者3500名の年齢別内訳といたしまして、ゼロ歳児223名、1歳児618名、2歳児635名、3歳児688名、4歳児659名、5歳児677名となっております。次に、内定者の3365名の年齢別内訳といたしまして、ゼロ歳児195名、1歳児573名、2歳児607名、3歳児661名、4歳児654名、5歳児675名となっております。未利用児童135名の年齢別内訳としまして、ゼロ歳児28名、1歳児45名、2歳児28名、3歳児27名、4歳児5名、5歳児2名となっております。

現在、内定していない児童に対しましては、各園に受け入れ状況を再度確認いたしまして、また広域、市外の保育所を含めたところで、希望園以外にはなりますが、一人でも多く入所できるようにマッチング作業を行っております。以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

正副委員長を代表して一言ご挨拶申し上げます。この委員構成での委員会は、本日が最後となる予定でございます。委員の皆様方、そしてまた執行の皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、無事委員長の責務を務めることができました。この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。